

東京都北区中等度難聴児発達支援事業実施要綱

25北福障第2641号

平成25年8月14日区長決裁

(目的)

第1条 この要綱は、身体障害者手帳の交付対象とならない中等度難聴児に対して、補聴器の装用により言語の習得や生活能力、コミュニケーション能力等の向上を促進するため、東京都中等度難聴児発達支援事業実施要綱（平成25年3月29日24福保障自第1622号）に基づく助成金を交付することにより、中等度難聴児の健全な発達を支援することを目的とする。

(助成対象児童)

第2条 区長は次に掲げる要件の全てに該当する者（以下「対象児童」という。）に対し東京都北区中等度難聴児発達支援助成金（以下「助成金」という。）を交付する。

- (1) 北区内に住所を有している18歳未満の児童であること。
- (2) 身体障害者手帳（聴覚障害）交付の対象とならない者であること。
- (3) 両耳の聴力レベルがおおむね30デシベル以上の者であって、補聴器を装用することにより、言語の習得等一定の効果が期待できると医師が判断するものであること。

2 前項の規定にかかわらず、対象児童又は対象児童の属する世帯員のうち区市町村民税所得割（扶養親族を有する者にあつては、地方税法等の一部を改正する法律（平成22年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）第314条の2第1項第11号の規定を適用して計算した額）の最多課税者の課税額が46万円以上の場合、助成の対象としない。

3 次の各号に掲げる場合における前項の区市町村民税所得割（以下「所得割」という。）の額の算定に当たっては、それぞれ当該各号に定める方法による。

- (1) 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員が指定都市（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者である場合 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員を指定都市以外の区市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定する。
- (2) 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員が未婚のひとり親である場合 交付対象児童又は交付対象児童の属する世帯の他の世帯員

を地方税法第292条第1項に規定する寡婦又は寡夫とみなし、同法第295条又は第314条の2第1項若しくは第3項の規定により、所得割の額を算定する。

(助成の対象となる補聴器)

第3条 助成の対象となる補聴器(以下「対象補聴器」という。)は、補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号)別表1(5)に規定する基本構造を満たすものとする。

2 対象補聴器の種類、1台あたりの基準価格(以下「基準価格」という。)及び耐用年数は、別表のとおりとする。

(助成金交付の原則)

第4条 助成金は、対象補聴器の装用効果が高い側の片耳分への交付を原則とする。ただし、区長が教育上、生活上等特に必要と認めた場合は両耳分を交付できるものとする。

(助成金の算定)

第5条 助成金は、次項に定める購入費又は別表の基準価格のうちいずれか少ない方の額(以下「算定基礎額」という。)により算定する。ただし、前条ただし書の規定により両耳に装用する場合の助成金は、左右それぞれの耳について購入費と別表の基準価格とを比較して少ない方の額とする。

2 前項の購入費とは、次の各号に掲げるいずれかの費用をいう。

- (1) 対象補聴器を新たに購入する際に要する費用
- (2) 別表に定める耐用年数の経過後、対象補聴器を更新する際に要する費用
- (3) 対象児童の責に帰さない事情により、対象補聴器を亡失又は毀損した場合であって新たに購入又は当該補聴器の修理に要する費用
- (4) 前3号に掲げるもののほか、対象児童の身体状況により対象補聴器を更新する必要性が生じた場合に、当該更新に要する費用

(助成額)

第6条 助成金の額は、算定基礎額に10分の9(1円未満の端数が生じるときは、これを切り捨てる。)を乗じた額(以下「公費負担額」という。)とし、これを超える額(以下「自己負担額」という。)については交付の対象としない。ただし、対象児童が生活保護法(昭和25年法律第144号)による被保護世帯又は区市町村民税非課税世帯に属する場合の公費負担額は算定基礎額に10分の10を乗じた額とする。

(交付申請)

第7条 助成金の交付を希望する対象児童の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条に規定する保護者をいう。以下「申請者」という。）は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成申請書（別記第1号様式）に、次に掲げる書類を添付して、区長に提出しなければならない。

- (1) 第2条第3項第2号に規定する方法により所得割の額の算定をする場合は、寡婦（夫）控除等のみなし適用申請書（別記第1号様式の2）
- (2) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条の医師（耳鼻咽喉科の医師に限る。）、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の指定を受けた指定自立支援医療機関の医師（耳鼻咽喉科の医師に限る。）又は対象児童の主治の医師（耳鼻咽喉科の医師に限る。）が、対象児童の聴力検査を実施し交付した中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付意見書（別記第2号様式。以下「意見書」という。）
- (3) 見積書（意見書に基づき、補聴器の販売事業者（以下「補聴器事業者」という。）が対象補聴器を作成するのに必要な見積額を記載した書面をいう。ただし、デジタル式補聴器で、対象補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有する者による調整が必要な場合は、その旨を併せて明記したものとする。）

（助成金の交付等の決定及び通知）

第8条 区長は、前条の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付を決定する。

- 2 区長は、前項の決定において、助成金を交付する決定をした場合は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金交付決定通知書（別記第3号様式）により、申請者に通知するものとする。
- 3 区長は、第1項の決定において、不交付の決定をした場合は、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成金不交付決定通知書（別記第4号様式）により申請者に通知するものとする。

（交付の条件）

第9条 区長は、前条第2項の規定による助成金の交付の決定に当たっては、申請者に対し次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 補聴器購入時に中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成支給券（別記第5号様式。以下「支給券」という。）を補聴器事業者に提出し、自己負担額を当該事業者を支払うこと。
- (2) 助成金の請求及び受領を補聴器事業者に委任すること。

（助成金の請求）

第10条 補聴器事業者は、対象補聴器を納入後速やかに請求書に支給券を添

付し、区長に助成金の請求をするものとする。

- 2 デジタル式補聴器の調整に係る経費の加算額の算定を要する場合は、前項の請求時に補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有し、調整を行った者（以下「調整者」という。）の資格証明書の写しを添えるものとする。

（助成金の交付）

第11条 区長は、前条の請求があった場合は、当該申請のあった日の翌日から起算して30日以内に当該請求をした者に助成金を交付する。

（決定の取消し）

第12条 区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、交付の決定を取り消すことができる。

- （1）虚偽又は不正の行為により助成金の交付を受けたとき。
- （2）対象補聴器を第1条の目的に反して使用し、譲渡し、貸与し、又は担保に供したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、助成金の交付が不相当と区長が認めるとき。

（助成金の返還）

第13条 区長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、既に助成金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命じるものとする。

（台帳の作成）

第14条 区長は、助成金の交付に当たり、中等度難聴児発達支援事業補聴器購入費助成台帳（別記第6号様式）を備え、必要な事項を記載するものとする。

（委任）

第15条 この要綱の実施に必要な事項は、健康福祉部長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成25年12月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年4月1日から適用する。ただし、第2条第3項第1号の規定は同年7月1日から、同項第2号の規定は同年9月1日から適用する。

別表（第3条関係）

補聴器の種類	基準価格	基準価格に含まれるもの	耐用年数	備考
高度難聴用ポケット型	137,000 円	補聴器本体（電池を含む。）、 イヤモールド	5年	デジタル式補聴器で、補聴器の装用に関し専門的な知識・技能を有するものによる調整が必要な場合、2,000円を加算すること。
高度難聴用耳掛け型				
重度難聴用ポケット型				
重度難聴用耳掛け型		補聴器本体（電池を含む。）		
耳あな型（レディメイド）				
耳あな型（オーダーメイド）		補聴器本体（電池を含む。）、 骨導レシーバー、ヘッドバンド		
骨導式ポケット型				
骨導式眼鏡型		補聴器本体（電池を含む。）、 平面レンズ		

（注）補聴器の種類は、「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」に定める補聴器とする。